

「学校いじめ防止基本方針」

STOP いじめ



平成26年3月10日
千葉県立八日市場特別支援学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 方針策定のための基本理念

(1) 目的

この方針は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、全教職員がいじめ防止を組織的に行っていくために策定する。

方針には、「いじめの防止」（未然のための取り組み等）、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）の一連の内容とともに、「卒業後の生活においても、いじめに対応できる力」をつけていくための方策を示すものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校におけるいじめ防止対策の基本理念

- ①いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを前提に、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめがないようにするために行っていく。また、将来にわたっていじめ等があったときに対応できるような力をつけていく。
- ②いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する児童生徒の理解に努める。
- ③いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、関係機関等と連携し、いじめ問題の克服を目指して、迅速に対応できるようにしていく。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1)「いじめ防止等対策委員会」とその役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担うため、「いじめ防止等対策委員会」を組織する。その役割は、具体的には以下のようなものである。

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2)組織の構成

- ①いじめ防止等対策委員会
校長、教頭、生徒指導主事、各学部生徒指導担当教員、教務主任、副教務主任、各部主事、教育相談係、情報主任、養護教諭、（生徒会の代表：生徒会長 他）
（保護者代表：PTA会長） 外部（ロザリオ発達支援センター職員）
- ②いじめ防止等対策委員会事務局：日常的な業務についての協議
（アンケート作成、研修会の企画、基本方針策定の素案作りなど）
◎生徒指導主事、各学部生徒指導担当教員、教頭
- ③いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議
◎教頭 ○生徒指導主事 ケースに応じて、関係者召集
※ 重大事態が発生したときには、いじめ防止対策委員会会議を開く。

3 いじめ防止等の具体的対策

(1)いじめの未然防止について

- ①児童生徒と教師間とのコミュニケーションの充実
 - ・教職員は児童生徒との親密なコミュニケーションに努め、学校をどんな悩みでも安心して話すことができる場所にする。
 - ・会話や観察を通して、児童生徒のわずかな心の変化も見逃さないように努める。
- ②道徳教育の充実
 - ・4月および9月に道徳の時間で「いじめ」を題材とした授業を行う。
 - ・小学部においては、紙芝居や日ごろの遊びの時間にルールの順守を指導するなどして、発達段階に応じて、道徳教育を行う。
- ③情報モラル教育の実施
 - ・担任や外部講師による情報モラル教育を行い、インターネットや携帯電話、スマートフォンの適切な使用方法について啓発する。
- ④自己有用感を高める指導の充実
 - ・学習活動や学校行事等において、児童生徒一人一人が活躍できる場を設定し、成功体験を重ねることで自信を持つことができるようにする。児童生徒会を充実させ、自他の良いところを認めたり、友達を大切にして、いじめのない学校にしようとい

う意識を育てる。

⑤家庭と連携した指導の充実

- ・学校・家庭相互の連絡を密にして、児童生徒に課題が生じたときは、双方が協力して対応し、児童生徒が家庭や学校でストレスをため込まないようにする。

(2)いじめの早期発見について

①日常的な観察と情報収集

- ・友達関係の変化はないか、普段の会話や着替えの際などに身体に傷や痣等はないか、保護者との連絡の中で不自然なことはないかなどを、毎日注意深く確認する。

②教師間の情報交換

- ・学期ごとに共通理解研修会を行って、課題のある児童生徒について教師間で共通理解をはかる。また、部会等で定期的に情報交換し、保護者からの情報も共有する。

③実態調査

- ・学期に1回ずつ（6月、11月、2月）いじめのアンケートを行う。その後の学期末の面談でその内容について話し合う。

④教育相談週間の設定

- ・学期末に教育相談週間を設け、学級担任が児童生徒と面談していじめの兆候がないか確認する。

(3)いじめの相談・通報について<相談しやすい環境づくりの設定>

①いじめの相談窓口の設置と生徒への周知

- ・セクハラ・いじめ相談員を相談窓口とし、学級活動や学校だよりで児童生徒と保護者に知らせるとともに、校内にポスターを掲示して周知を図る。

②相談用目安箱の設置

- ・児童生徒がいじめ等があったときに、助けを求めることができるように相談用の目安箱を設置し、児童生徒に周知する。

③通報については、（4）の流れに沿って、別添（連絡先一覧）から必要な箇所に管理職より通報する。

(4)いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応する。いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。そして、いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通すという意識を持って取り組む。

①いじめ発見時

- ・いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、生徒指導担当から主事、管理職に報告する。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

②正確な実態把握と事実確認

- ・個々に聴き取りを行う。
- ・当事者双方及び周りの児童生徒から聴き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

※把握すべき情報の例

- ・誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
- ・いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

※注意点

- ・聞き取りは、生徒指導部職員が中心になって行い、生徒の実態に応じてレポートのとれた職員が同席する。また、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ・いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。

③指導体制、方針決定

- ・事実確認後 24 時間以内に「いじめ防止等対策委員会」を招集し方針を決定する。
- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

④児童生徒への指導・支援

○被害生徒のケア

- ・被害生徒が話をしやすい環境作り(担任・養護教諭・生徒指導・学部主事等対応)を行う。

- ・被害生徒の話聞くことにより、事実・状況を正確に知り、教師間での共通理解を図る。
- ・被害生徒の学校や家庭での様子について把握すると共に、被害をどのように感じているかを掌握したうえで、スクールカウンセラー、臨床心理士、他の専門機関への協力を依頼する。

○加害生徒への指導

- ・加害生徒と話をする中で（担任・生徒指導・学部主事等対応）、いじめを行った背景や原因について究明し、教師間で共通理解を図る。
- ・加害生徒の学校や家庭内での様子について知る。
- ・加害生徒が「被害生徒をいじめている」という意識があるかどうかを聞き、意識がないと思われる時には「いじめ」に関する指導（担任・生徒指導・学部主事等対応）を行う。

○保護者への支援

- ・被害生徒、加害生徒の保護者共に事実や状況については、確認した真実を伝えて、どちらにも偏りのない対応を公平に行う。また、学校への不安感や不信感が生じないように対応し、保護者同士が険悪にならないように配慮する。
- ・どちらの保護者にも、家庭での様子を聞き、生徒のケア、指導の参考にする。

○その他

- ・被害生徒のケア、加害生徒への指導のみならず、周囲の生徒にもいじめに対する指導をしていく。
- ・いじめに関する情報は、被害生徒、加害生徒に関わる教師のみならず、全職員で共有し、解決方法について検討をしていく。

(5) 重大事態への対処について

○重大事態とは、〈児童生徒が自殺を企図した場合〉〈身体に重大な傷害を負った場合〉〈金品等に重大な被害を被った場合〉〈精神性の疾患を発症した場合〉〈児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〉であり、そのような事態が起こったときには、躊躇なく関係諸機関に連絡をし、強力な連携関係を図る。

○連絡・報告体制

管理職→県教育委員会 学校安全保健課 特別支援教育課
管轄地区の警察 他必要に応じて

○緊急アンケート調査の実施

○聞き取り調査の実施（生徒指導担当、学部主事、管理職）

○保護者対応 臨時保護者会の実施

○マスコミ対応（管理職）

【いじめを認知した場合の基本的対応】

いじめの情報をキャッチ



管理職に報告

(学級担任・学年主任・生徒指導主事・教務主任・副教務主任等を含む)



状況確認の指示 (管理職)



- 【加害者と被害者】 誰が誰を？
- 【時間と場所】 いつ、どこで？
- 【内容】 どんな内容？どんな被害？
- 【きっかけ】 背景と要因
- 【期間】 いつ頃から？どのくらい続いて？



管理職に報告



重大事態について
管理職が関係機関に連絡



校内関係者緊急会議



いじめ防止等対策委員会

- ☆いじめられた子どもといじめた子どもの保護と指導
- ☆双方の保護者への連絡 (管理職の指示・複数の職員で対応)
- ☆継続的な指導・支援
- ☆関係諸機関との連携



- ・緊急アンケート
- ・聞き取り調査の実施
- ・臨時保護会
- ・マスコミ対応

(6)いじめ防止に関する職員研修の実施

<年間計画>

- ・夏季休業中…いじめの諸問題等に関する講義及び実践的な研修の実施

<研修の内容>

いじめの諸問題（原因、防止、対処方法等）に対して必要と思われるテーマについて様々な観点から研修する。

テーマの例 【いじめについての専門的な知識】

【教育相談について】

【道徳、人権教育について】

【実際の事例に基づいたロールプレイの実施】等

4 学校いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等について

- 基本方針をホームページで公表する。（3月）
- 学期ごとにいじめのアンケートをとり（6月、11月、2月）結果をホームページと学校便りで公表する。
- 12月に学校評価のアンケートを行い、改善が必要な場合は改善策を示し、ホームページで公表する。
- 定期的実施される「学校いじめ防止対策委員会」や職員研修の様子をホームページや学校便りで公表する。

<関係機関一覧>

千葉県教育委員会	学校安全保健課	043(223)4090
	特別支援教育課	043(223)4045
匝瑳市教育委員会	〒289-2198	0479(73)0094
	匝瑳市八日市場ハ793-2	
旭市教育委員会	〒289-2692	0479(55)5724
	旭市高生1	
横芝光町教育委員会	〒289-1792	0479(82)1116
	山武郡横芝光町横芝	
銚子市教育委員会	〒288-8601	0479(24)8181
	銚子市若宮町1-1	
多古町教育委員会	〒289-2241	0479(76)5411
	多古町多古584	
北総教育事務所 海匝分室	〒289-2504	0479(62)2554
	旭市ニの1997-1	
銚子児童相談所	〒288-0813	0479(23)0076
	銚子市台町2183	

中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-20-3	043(253)4101
匝瑳警察署	匝瑳市八日市場イ559-1	0479(72)0110
旭警察署	旭市ニ1-1	0479(64)0110
匝瑳市役所福祉課	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793-2	0479(73)0096
旭市役所福祉課	〒289-2595 旭市ニの1920	0479(62)5351
横芝光町役場福祉課	〒289-1793 山武郡横芝光町宮川 11902	0479(84)1257
銚子市役所民生部 障害福祉課	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479(24)8968
多古町保健福祉課	〒289-2241 香取郡多古町多古2848	0479(76)3158
中核地域生活支援 センター 「海匝ネットワーク」	〒289-2511 旭市イ-17775	0479(60)2578
中核地域生活支援 センター 「さんぶエリアネット」	〒289-1326 千葉県山武郡成東189-3	0475(53)5208
中核地域生活支援 センター 「香取ネットワーク」	〒287-0002 香取市北1-11-18	0478(50)2800
ロザリオ発達支援セン ター(心理相談)	〒289-2513 旭市野中3820-15	0479(60)0625

(医療機関)

旭中央病院	〒289-2511 旭市イの1326	0479(63)8111
-------	-----------------------	--------------